

令和3年度 第1回秩父市総合教育会議 次第

令和3年6月17日（木）15時

歴史文化伝承館5階 第1会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）教育全般（道德教育、親学、不登校、いじめなど）について

（2）小学校校庭の芝生化について

4 その他

5 閉 会

秩父市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項に基づき、秩父市の教育に資するため、秩父市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(分掌事務)

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び次条に掲げる構成員の事務の調整を行う。

- (1) 秩父市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 秩父市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 総合教育会議は市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、別に定める手続きにより、あらかじめ市長にその旨を申し出、許可を受けなければならない。

(議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表する。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取したものによる議事内容の確認後、

前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、公表する。

(調整結果の尊重)

第8条 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、市長室地域政策課において処理する。ただし、総合教育会議の開催並びに大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年5月18日から施行する。

秩父市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秩父市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人とする。

(傍聴の許可)

第3条 総合教育会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の氏名、住所その他市長の必要と認める事項を傍聴人受付簿に記入し、市長の許可を受けなければならない。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が傍聴を不適當と認める者

(禁止行為)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(退場)

第6条 傍聴人は、市長が会議を非公開としたとき、傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(指示)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、市長の指示に従わなければならない。

附 則
(施行期日)

この要領は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 29 日総合教育会議決定、一部改正）
この要領は、平成 28 年 8 月 29 日から施行する。

秩父市教育大綱〔令和3(2021)年度～令和7(2025)年度〕

【基本理念】

社会の変化に対応して生き抜く力を身に付ける秩父の教育を推進し、秩父の未来を担う人材を育成する

【基本方針】

1 社会の変化に対応して生き抜く力を身に付ける教育

社会の変化に対応し、創造力豊かな生き方ができる子どもたちを育成するため、「読み書き・計算＋英語」など基礎学力の向上を図るとともに、学習意欲を高める教育を進めます。さらに、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を身に付けることを目指します。

また、幼児教育、特別支援教育などの推進や教職員の資質向上に努めます。

2 秩父のよさを活かした特色ある教育と優れた才能や個々の能力を伸ばす教育

ふるさと秩父の恵まれた環境を活用した学習活動を組み込み、秩父への親しみや愛着を一層深める教育を進めます。

また、優れた才能や個性を伸ばす教育を進めます。特に、現代のグローバル社会に対応できる英語力の向上や超スマート社会（Society 5.0）に対応した ICT 教育の充実にも取り組んでいきます。

3 生涯学び続けられる環境、スポーツ・文化に親しむことができる環境の実現

多様化する生涯学習のニーズに応えるため、スポーツや文化芸術の振興、公民館活動の活発化、図書館の利便性向上、文化財の保存・活用などに取り組み、人生を豊かなものにできる学習環境づくりを進めます。

4 家庭とのつながり・地域との絆を大切にする教育

家庭とのつながりによる家庭学習・読書活動の推進、地域との絆による子育て環境づくりなど、学校・家庭・地域が一体となった教育を進め、心豊かな人間関係、青少年の健全育成を目指します。

5 安心安全な教育環境づくり

安心して学ぶことができる教育環境づくりを実現するため、危機対応力の強化や学校施設の整備を進めます。